

## 協議第20号

### 消防職員の諸手当の支給基準について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会  
会長 畠山 稔

調整結果	<ol style="list-style-type: none"><li>1 諸手当（扶養手当・通勤手当・住居手当等）は、原則として現行の上尾市の基準で支給する。</li><li>2 退職手当については、引き続き両市町が加入している埼玉県市町村総合事務組合の規定に基づき支給する。</li></ol>
------	---

（説明）

- 1 広域化により上尾市に採用された職員の諸手当については、上尾市の関係条例等に基づき支給するものとする。
- 2 広域化により上尾市に採用された職員の退職手当については、伊奈町退職時には支給せず、埼玉県市町村総合事務組合の規定に基づき、引き続いた在職期間とする。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------